## 「新潟市避難行動要支援者支援制度賠償保険実施要綱」事務取扱要領

## 1 事務取扱要領の趣旨

この要領は、「新潟市避難行動要支援者支援制度賠償保険実施要綱」(以下「要綱」という。)の実施運用および解釈に必要な事項を定めるものとする。

## 2 要綱の実施運用に必要な説明および留意事項

項目等	要な説明および留息事項 説 明
	p.几 *7]
第1条 趣旨	
第2条 定義	・「個別避難計画に、避難行動要支援者を直接支援する者として記載された個人、地域団体の役員」には、市内に住所を有する者のほか、市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者を含むものとし、「地域団体の役員」には充て職の場合を含むものとする。
第3条 対象者及び 対象活動	・「災害時等」とは次に掲げる場合をいう。 (1)洪水及び土砂災害に係る避難情報の発令時又は発令前 (2)地震の揺れ(本震)の収束後 (3)津波注意報、津波警報、大津波警報の発表時において津波浸水の恐れがない状態又は津波が引いて安全が確認された後 (4)その他災害時において特に必要がある場合
第4条 保険対象事故	・保険対象とする事故は次に掲げるとおりとする。 (1)避難支援等の活動中に避難行動要支援者又は第三者の生命、身体に 損害を与え、新潟市又は避難支援等実施者が法律上の賠償責任を負っ た事故。(対人賠償)
	【想定される事故の一例】 ①避難誘導の活動中において、避難行動要支援者本人が、人や物に接触する、側溝に転落する、階段で躓くなどして、負傷し、死亡し、又は後遺障害が生じた。 ②避難誘導の活動中において、第三者に接触するなどして、転倒させてしまい、その者(第三者)が負傷し、死亡し、又は後遺障害が生じた。
	(2)避難支援等の活動中に避難行動要支援者又は第三者の財物に損害を与え、新潟市又は避難支援等実施者が法律上の賠償責任を負った事故。(対物賠償)
	【想定される事故の一例】 ③避難誘導の活動中において、第三者の所有物に接触するなどして、物 (第三者の所有物)が破損した。 ④上記(1)①の事故発生時に、避難行動要支援者本人の所有物が破損 した。(但し避難支援等実施者が避難行動要支援者本人の所有物を預 かっている際に破損した場合を除く。) ⑤上記(1)②の事故発生時に、転倒した第三者の所持していた物が破損 した。

第5条 損害賠償責任 事故の補償限 度額	
第6条 事故の通報 及び報告	
第7条 保険金の請求手続き	
第8条 保険期間	
第9条 その他	

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。